

岡山県知事 殿

## 高校生等教育給付金受給申請書

## ※必須項目

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、岡山県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は岡山県以外の都道府県に高校生等教育給付金の申請は行っておりません。

(記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

高校生等教育給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL ( )	申請者氏名	
生徒との関係	父母・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 高校生等本人・その他( )		

## 【1】記入が必要となる様式について

(次の①~④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。)

①	<input type="checkbox"/>	申請者の在住する都道府県と生徒が通う学校の所在する都道府県が同じです。 ⇒ 様式1の1(2)【1】・【2】、様式1の1(3)を記入してください。 【高等学校等専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書を添付】
②	<input type="checkbox"/>	申請者の在住する都道府県と生徒が通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ 様式1の1(2)【1】・【3】・【4】、様式1の1(3)を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	<input type="checkbox"/>	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。 ⇒ ①に該当する生徒：様式1の1(2)【1】・【2】、様式1の1(3)を記入してください。 ⇒ ②に該当する生徒：様式1の1(2)【1】・【3】・【4】、 様式1の1(3)を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	<input type="checkbox"/>	いずれを選択してよいか分かりません。 ⇒ 様式1の1(2)【1】・【3】・【4】、様式1の1(3)を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

【1】対象となる生徒について

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
高等 在学 学校 する 専攻 学校 科	学校の名称	国立・公立・私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道 府県	市区 町村			
	在学期間	年 月 日 ~				
過去の高等学校等 専攻科における 在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

【2】高等学校等専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書の添付について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

高等学校等専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書を添付します。

【3】生徒の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①  日本国

②  日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③~⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③  特別永住者

④  永住者

⑤  日本人の配偶者等  
在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

⑥  永住者の配偶者等

⑦  定住者  
在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

日本国に永住する意思の有無  はい(あり)  いいえ(なし)

⑧  家族滞在  
在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

卒業した  卒業していない

日本国の小学校の卒業の有無等  
小学校名  
所在地 都・道・府・県

卒業した  卒業していない

日本国の中学校の卒業の有無等  
中学校名  
所在地 都・道・府・県

卒業した  卒業していない

日本国の高等学校の卒業の有無等  
高等学校等名  
所在地 都・道・府・県

日本国で就労する意思の有無  はい(あり)  いいえ(なし)

⑨  上記以外の在留資格(留学等)  
在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

**【4】生徒の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について**

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの口にレ印をつけてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

- |   |   |
|---|---|
| ① | <input type="checkbox"/> 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。<br>※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。 |
| ② | <input type="checkbox"/> 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。  |
| ③ | <input type="checkbox"/> 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。   |

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、④～⑥の口にレ印を付けてください。)

- |  |   |
|--|---|
| ・ 4(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた。<br>・ 4(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた。 |   |
| ④  | <input type="checkbox"/> 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。   |
| ⑤  | <input type="checkbox"/> 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。   |
| ⑥  | <input type="checkbox"/> 「日本国の高等学校等の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。 |

様式1の1(3)

【1】生計維持者の収入等の状況について（該当する口にレ印を付けてください。）

次の者の課税証明書等及び（記入上の注意【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合）扶養親族申告書、（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ニに該当する場合）扶養誓約書を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 父母2名分
②	<input type="checkbox"/> 父母1名分 ・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又は④のいずれかの口にレ印を付けてください。
③	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・父母が存在しない場合
④	<input type="checkbox"/> 生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

## 記入上の注意

様式1の1(2)【1】対象となる生徒についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている高等学校等専攻科学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校高等学校等専攻科の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(専攻科)」又は、「②中等教育学校(専攻科)」を記入してください。

様式1の1(2)【3】生徒の在留資格・在留期間等についての欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程(修業年限が三年以上のものに限る。)をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限られません。

様式1の1(3)【1】生計維持者の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ)

②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合。当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

(1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

(2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

(3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。

ニ ③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

ホ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

#### 留意事項

イ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。

ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合)には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。